

第3章 企業財産の管理と法律

第1節 企業の財産取得にかかわる法律

1 売買契約による財産の所有権の移転時期

売買契約により財産の所有権はいつ移転するか		
↓		
民法上の原則	物権（所有権など）は、特約がない限り、 当事者の意思表示 だけで移転の効力を生じる（民176）	売買契約当事者間で「売る」「買う」という合意があったときに移転
実務上の取扱	所有権移転時期に関する特約 を結ぶのが一般的である。	目的物の引渡し、或いは代金支払のときに移転

2 所有権の移転を第三者に主張するための要件

	不 動 産	動 産
意 味	土地およびその定着物 例：建物など（民86①）	不動産以外のもの（民86②）
対抗要件	登記 （民177）	引渡し （民178） ※法人からの譲渡には登記の制度があり、対抗要件となる
無権利者からの譲受人	登記簿の記載を信じて不動産を取得したとしても、所有権を取得できない	即時取得 の要件を満たせば、所有権を取得する。
二重譲渡の取扱い	先に登記した者が優先	先に引渡しを受けた者が優先

対 抗	権利の取得や移転など権利の得喪変更があったことを当事者以外の第三者に法律上主張すること
対抗要件	法律上、対抗できることを「対抗力がある」というが、そのためには法が定める一定の事実（要件）を備えなければならない。これらの事実を対抗要件という。

3 即時取得とは

＜**即時取得（善意取得）**とは＞

相手の所有物であると信じて、取引行為により動産を取得した場合、実際の所有関係にかかわらず、所有権を取得できる制度（民192）

即時取得
の要件

- ①動産の取引であること
- ②取得した者が、取引の相手の所有物であると信じ、かつ
そう信じたことについて過失がないこと（善意無過失）
- ③その物が、盗品や遺失物でないこと

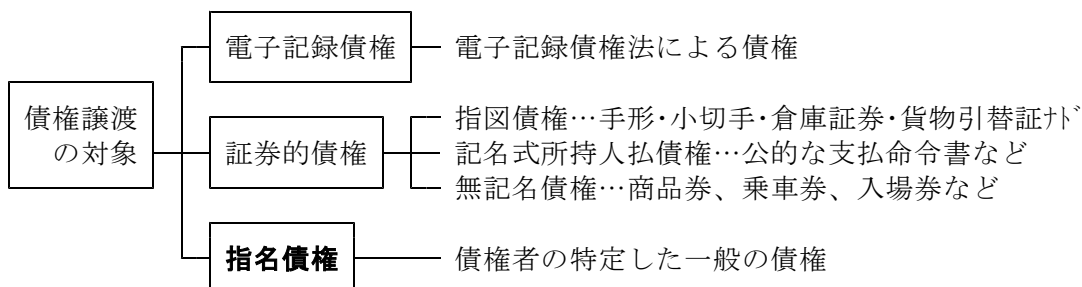
4 財産としての債権の譲渡

将来債権の譲渡も有効（民466の6）

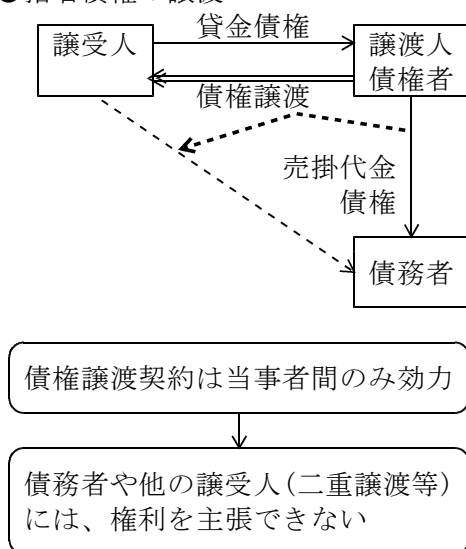
債権も財産譲渡の対象となる（民466①）

当事者が譲渡禁止・制限の意思表示
をしても、譲渡は原則有効（466②）

債務者は、（民466③）
譲渡制限について、悪意・重過失の
ある譲受人・第三者に対しては、
履行を拒み、かつ、債権者への弁済等
をもって第三者に対抗できる



●指名債権の譲渡



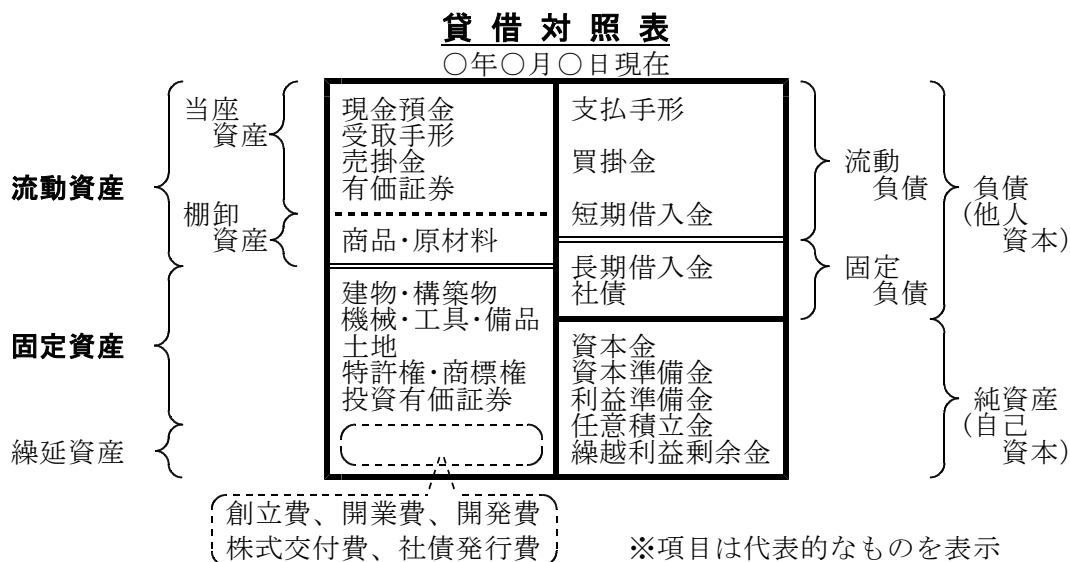
●債権譲渡の対抗要件

譲受人から債務者への債権譲渡の主張
→譲渡人から債務者への通知
または
→債務者の承諾（民467①）

譲受人から第三者への債権譲渡の主張
→上記の通知・承諾を
確定日付のある証書で行う
または（民467②）
→債権譲渡の登記
（動産及び債権の譲渡の対抗要件に
関する民法の特例等に関する法律）

第2節 企業財産の管理と法律

●企業会計における財産の概念＝資産



1 流動資産の管理と法律

預 金	・預金者が金融機関に金銭を寄託し、金融機関は受入れた金銭を運用し、預金者から返還の請求があったときに同額の金銭を返還する制度（消費寄託契約）	・預金通帳と届出印章の管理には特に注意 ・管理者を明確に定める ・別々に鍵のかかる場所に格納 ・預金残高の推移を常時チェック
代金 債権	・売掛金・受取手形など未回収の代金 ・譲渡・質入れ等による現金化も可能	・管理については、第5章参照
有価 証券	・株券・国債券・地方債券・金融債権・社債券など財産権を表章する証券 ・配当金・利息等の収受を通じて、資産運用の有力な手段となる。	・作成要式に従っていれば、証券の所持者を権利者と推定 ・真の権利者でも、証券を所持しないと著しく不利になるので、取扱いには慎重を期す。
商品・ 原材料	・売買目的物として、個別に所有権の対象となる。 ・一括して借入金の担保となる。 ・一括して集合物譲渡担保の目的物となる。	・個々の価格は少額でも、一括では大きくなるので、ひとつ1つを大切に管理する。 ・特に譲渡担保の場合は、帳簿上の価格に見合った質と量を備えるように保つ。

●預金の種類と内容

普通預金	いつでも自由に預入れと払戻しをすることが可能な預金
定期預金	予め定めた預入期間の満期日前には、払戻は原則できない預金
通知預金	預入日から7日間、預入最低金額を据え置き、 払戻しは、2日以上前に予告することが要件の預金
当座預金	手形や小切手を振り出して支払いを委託するための預金
総合口座	普通預金に、定期預金とそれを担保とした当座貸越しを組合せ、 1つの取引として1つの通帳で利用するもの

●**預金通帳・預金証書**…預金債権が存在していることを証明する書類

- 払戻しにあたっては、届出印章とともに提出される。
- 金融機関がその持参者を預金者であると過失なく信じて支払えば、
その者が正当な権利者でなかったとしても、金融機関は免責され、
真の権利者（預金者）に、重ねて払い戻す責任を負わない。（民478、預金約款）

●偽造・盗難キャッシュカード等を用いたATMでの不正払戻からの預金者保護

→**預金者保護法**による補償の義務（同法4、5）… 補償義務の軽減特約は無効（同法8）

	預金者の過失			<重過失の例> ・暗証番号をカードに書いた ・カードを安易に渡した ・暗証番号を知らせた <軽過失の例> 暗証番号が推測できる書類 とカードを共に保管・携行
	無過失	軽過失	重過失	
偽造カード	100%補償		0%補償	
盗難カード	100%補償	75%補償	0%補償	

盗難カード被害の補償を求めるための要件
金融機関への①通知、②充分な状況説明、③盗難届等の提出

※盗難通帳による被害には預金者保護法は適用されない →（民478）

→（参考）全国銀行協会の不正払戻に関する自主ルール

	預金者の過失			<重過失の例> 払戻請求書（記名・押印済） や通帳を他人に渡した <軽過失の例> ・目につくところに 通帳を放置 ・通帳と印章を共に保管
	無過失	軽過失	重過失	
盗難通帳	100%補償	75%補償	0%補償	
インターネット バンキング	100%補償	個別対応		

2 固定資産の管理と法律

(1) 不動産

不動産登記記録

不動産の表示および権利の得喪・変更を記載する記録

不動産登記法に基づき、不動産上の権利を明確に公示して、新たに不動産について法律関係に入ろうとする者に知らせ、取引の安全を図るための制度。

●登記の単位

筆 : 登記上、土地の個数を表す単位
 一筆の土地＝独立した1個の土地
分筆 : 一筆の土地を二筆以上に分けること
合筆 : 数筆の土地を一筆にすること

一不動産一登記用紙主義 :
 一筆または1個の不動産について
 1つの登記記録が備えられること
 (例外) 区分所有建物

●登記記録の確認、登記簿の閲覧等

コンピュータ化された登記記録

…登記事務は一部を除きコンピュータ化された。

インターネットでの閲覧、登記事項要約書の発行請求ができる。
 従来の登記簿謄本・抄本に代わり、**登記事項証明書**が発行される。

●登記記録（登記簿）の見方（不動産登記法 12、不動産登記規則 4 ④）

		記 載 事 項	何を調べるか
表題部		土地・建物を特定するための登記 土地：所在・地番・地目・面積・登記日付 建物：所在・家屋番号・種類・構造・床面積・建物番号・付属建物の種類・登記日付	・物件の所在場所 ・地目（宅地・田・畑・山林等） ・面積（公簿面積） ・登記日付
権利部	甲区	所有権に関する事項	・売主は所有権者と同一か ・差押、仮差押、仮処分等ないか
	乙区	所有権以外に関する事項	・用益物権や賃借権、担保物権、設定されていないか

●自己所有不動産に関する問題

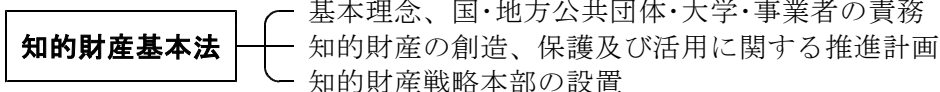
- ・固定資産税や都市計画税等の支払い
- ・建物等についての減価償却
- ・火災や事故等に備えるための損害保険（火災保険、賠償責任保険）への加入

(2) 営業用什器・備品

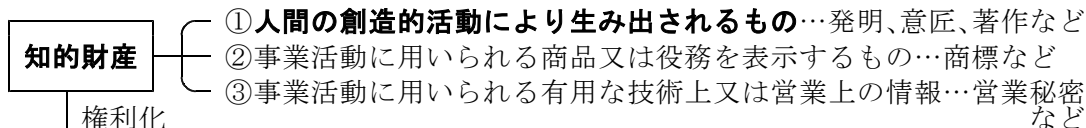
- ・自己所有動産とリース物件がある。
- ・リースは、少額の資金負担で設備機器を導入できる。（経済的合理性）
- ・リース物件と自己所有動産とは区別して管理にあたる。

第3節 知的財産権

(1) 知的財産基本法…知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進を目的(第1条)



(2) 知的財産とは(知財基本法2条)



知的財産権	知的創造物についての権利	営業標識についての権利
著作権 (著作権法)	- 著作財産権 - 著作者人格権(公表権など) - 著作隣接権	著作人格権(氏名表示権)
産業財産権 (特許庁に登録)	- 特許権(特許法…発明) - 実用新案権(実用新案法…考案) - 意匠権(意匠法…デザイン)	商標権(商標法…商標)
その他	- 育成者権(種苗法…植物新品種) - 回路配置利用権(半導体集積回路配置法…ICチップ)	商号(商法、会社法…商号)
不正競争防止法	- 営業秘密(ノウハウ・顧客リスト) - 商品形態 - コピープロテクション等	- 周知表示 - 著名表示 - ドメイン名 - 原産地の表示 - 海外商標の利用権

	保護の対象	公秘	登録	存続期間
著作権	著作物、コンピュータプログラム	公開	任意	著作者個人の死後70年
特許権	発明	公開	必要	出願から20年
実用新案権	考案(小発明)	公開	必要	出願から10年(無審査登録)
意匠権	デザイン	公開	必要	登録から25年
商標権	トレードマーク、サービスマークなど	公開	必要	登録から10年(更新可能)
営業秘密	秘密の技術や営業ノウハウ	秘密	不可	秘密である限り

特許権・実用新案権・意匠権などは、独占排他的な実施権を付与する一方で、それを公開して公衆に利用する機会を与えることによって、我が国**産業の発展**に寄与することを目的としている。(特許法・実用新案法・意匠法の各1条など)

※知的財産権の行きすぎた行使は、**独占禁止法**の規制を規制を受ける。

● 知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所

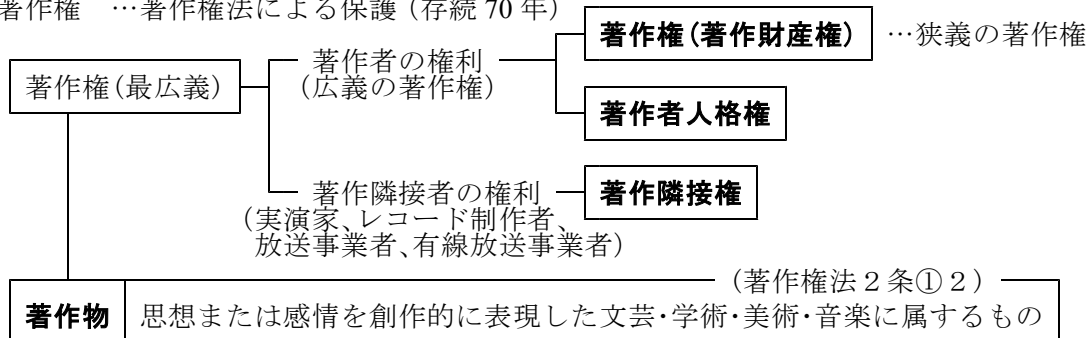
知的財産高等裁判所	東京高等裁判所の特別の支部(知的財産高等裁判所設置法)
------------------	-----------------------------

- 産業財産権の審決取消訴訟の第1審
- 知的財産関係民事事件(技術型)の控訴審…第1審は東京地裁・大阪地裁
- 知的財産関係民事事件(非技術型)、その他知財事件の東京高裁管轄の控訴審

※技術型…特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラム著作権の事件

※非技術型…意匠権、商標権、一般の著作権、育成者権、不正競争による営業上の利益の侵害の事件

2 著作権 …著作権法による保護（存続 70 年）



● 著作物の種類 (著作権法 10 条)

言 語	音 楽	舞踊・無言劇
美 術	建 築	図 形
映 画	写 真	プログラム

著作権権利侵害の適用除外の例
 ①法令・通達など
 ②国・公共団体が作成する著作
 ③時事問題に関する論説の転載
 ④私的使用
 ⑤適切な引用

● 著作権の種類と内容

自動公衆送信のデジタル録画・録音は不可

作者の権利		著作隣接権		
作者人格権	著作権(財産権)	実演家人格権	財 産 権	
			許 諾 権	報 酬 請 求 権
公表権	複製権	氏名表示権 同一性保持権	録音権 ・録画権	放送 二次使用料を受ける権利
氏名表示権	上演・演奏権		放送権 ・有線放送権	貸レコードについて報酬を受ける権利
同一性保持権	上映権		送信可能化権	
	公衆送信権		譲渡権	
	公の伝達権		貸与権	
	口述権 展示権			
	頒布権 譲渡権			
	貸与権 翻訳権			
	翻案権 (二次的著作物の創作権)			
	二次的著作物の利用権			

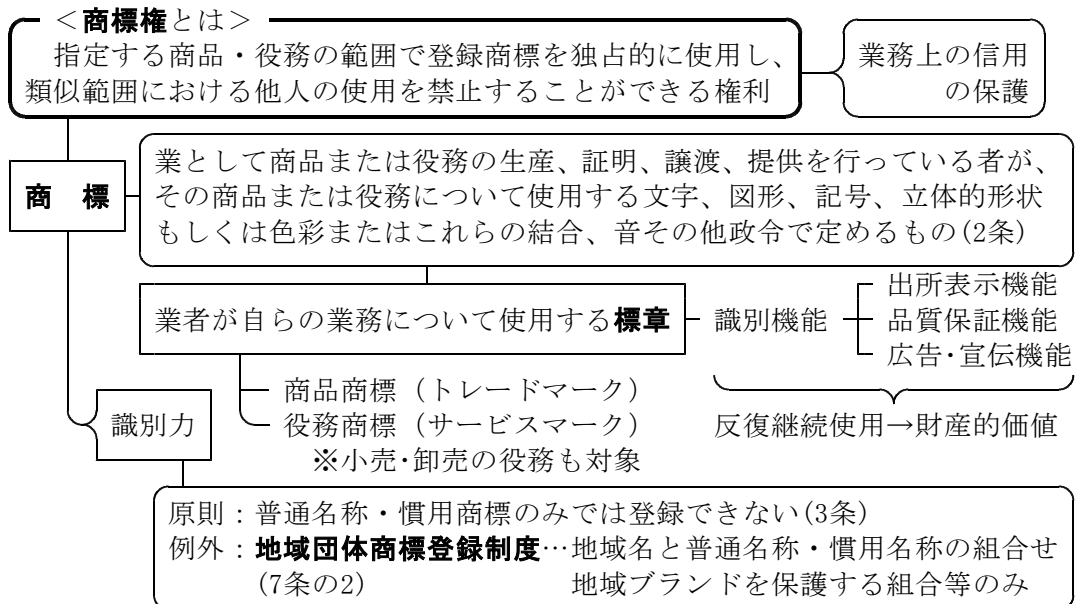
● 著作権の効力

- ・ 成 立…著作物を創作した時に成立(51)→登録不要だが、登録制度も整備
- ・ 著作者…著作物を創作する者(2①2) (プログラム登録特例法など)
→職務著作の場合は、原則として法人その他の使用者となる。(15)
- ・ 同様の著作物が独自に複数創作された場合
→それぞれに著作権が認められる。(相対的独占権)
- ・ 存続期間(51) — 個人名義の著作物…著作者の死後70年を経過するまで
— 団体名義の著作物…公表後70年を経過するまで

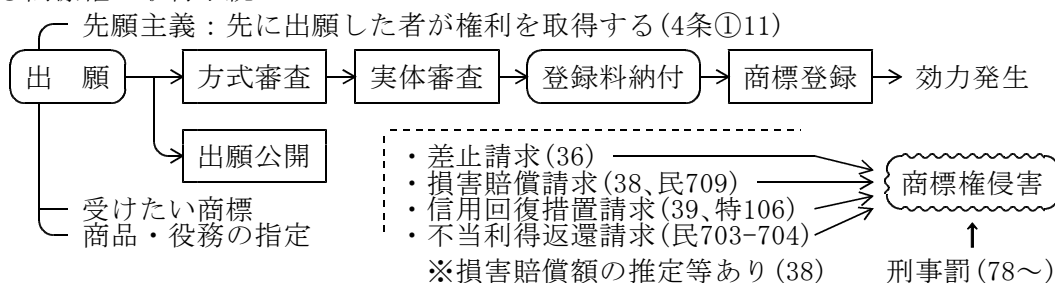
● 著作権の侵害に対する措置…アクセスコントロール(コピーガード等)回避も対象

- ・ 差止請求(112)
 - ・ 損害賠償請求(114、民709)
 - ・ 信用回復措置請求(115)
 - ・ 不当利得返還請求(民703-704)
- 著作権侵害
- 原則、親告罪
一部非親告化
- 刑事罰 (119～124)

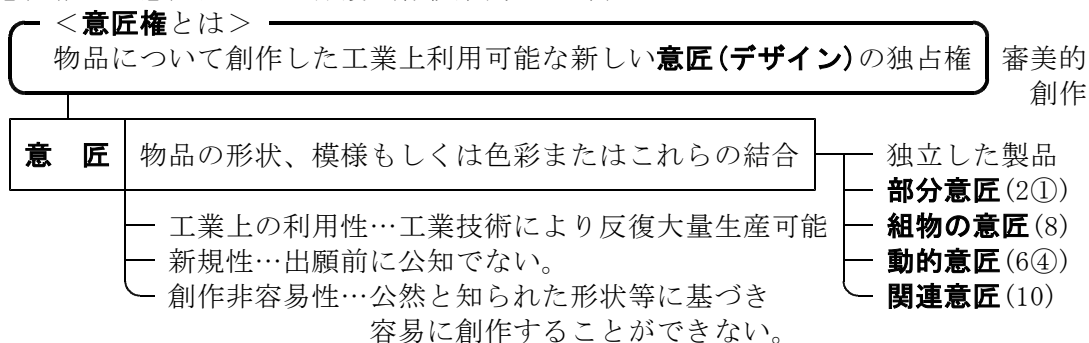
3 商標権 …商標法による保護（存続期間：10年、但し更新可能）



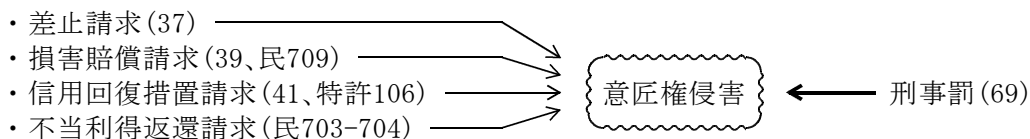
●商標権の取得手続



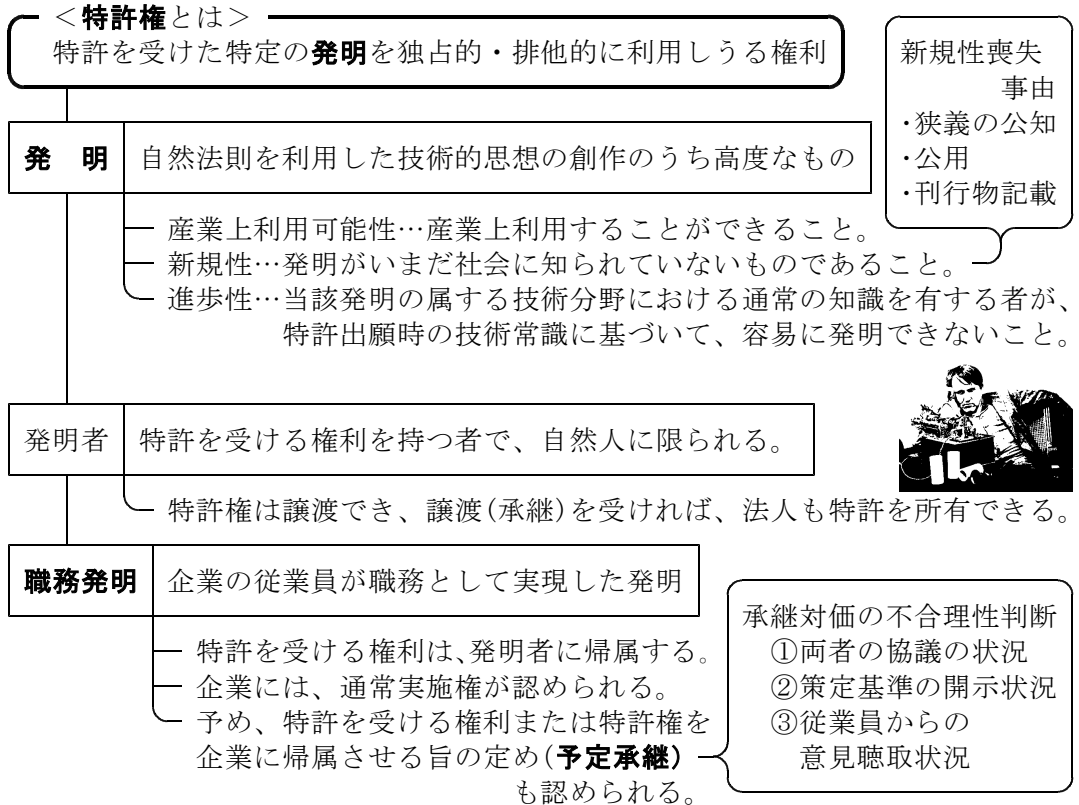
4 意匠権 …意匠法による保護（存続期間：25年）



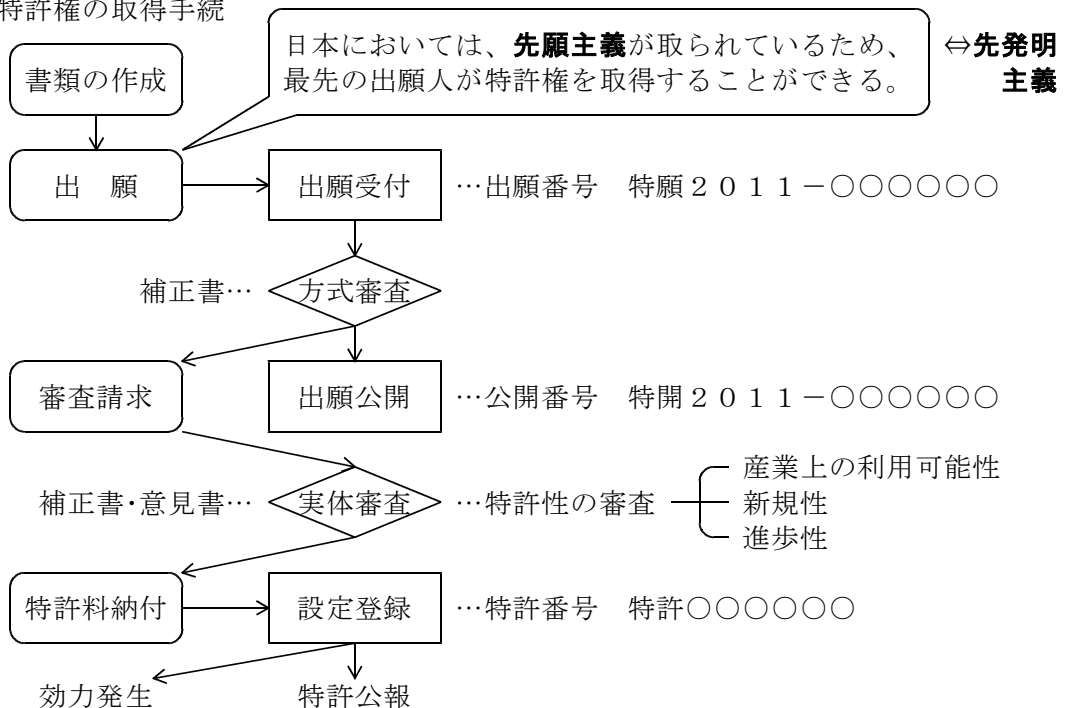
●意匠権の侵害に対する措置



5 特許権 …特許法による保護（存続期間：出願から 20 年、延長登録制度あり）



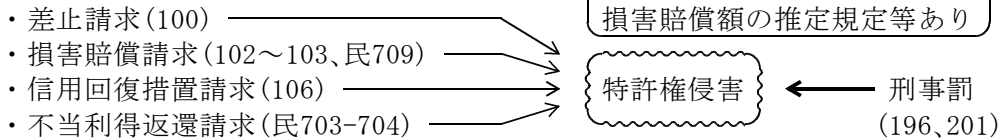
●特許権の取得手続



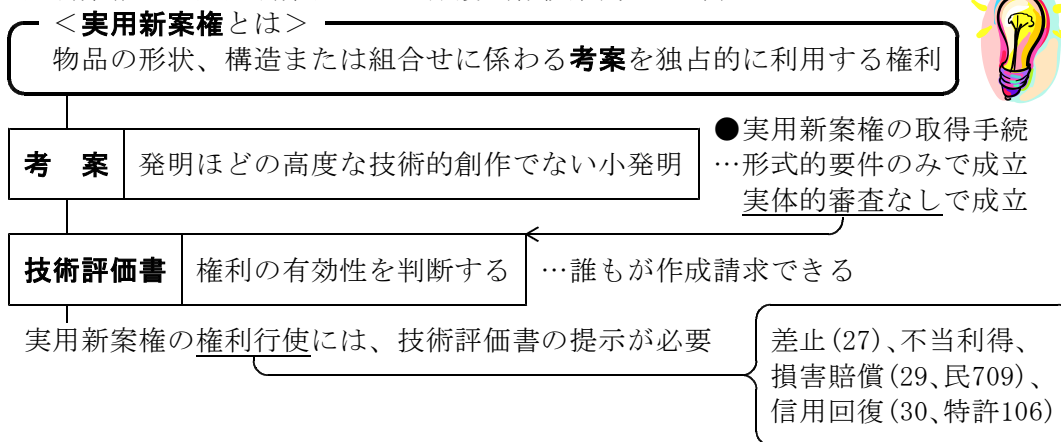
●特許権の実施許諾

通常実施権 (債権的)	特許発明を業として実施することができる権利 ・特許権者が自ら実施する権利を留保するかどうかは任意 ・特許原簿への登録は不要で、双方の契約のみで設定できる。
専用実施権 (物権的)	独占排他的に特許発明を実施できる権利 ・特許権者でも契約範囲の特許権の実施はできない。 ・特許登録原簿への登録が必要 ・専用実施権者は第三者に対し実施権の再設定ができる。

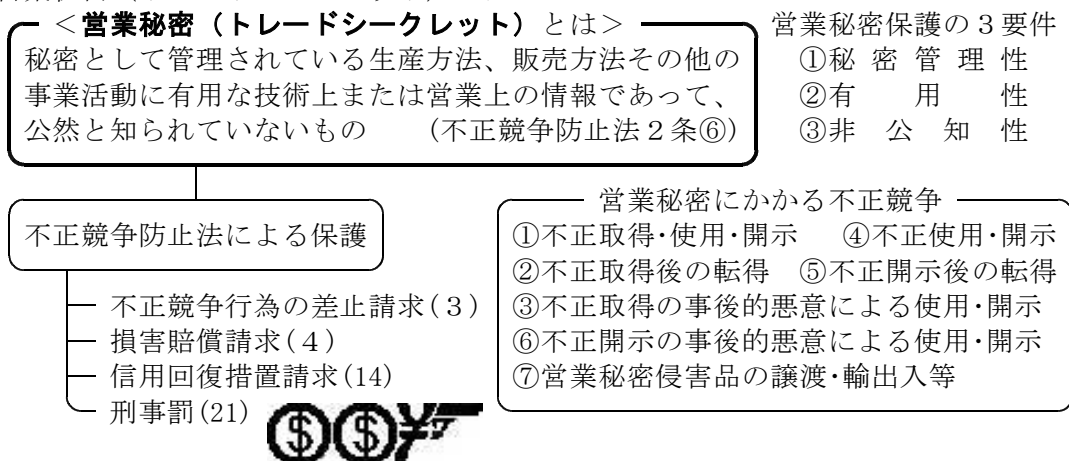
●特許権の侵害に対する措置



6 実用新案権 …実用新案法による保護（存続期間：10年）



7 営業秘密（トレードシークレット）とは

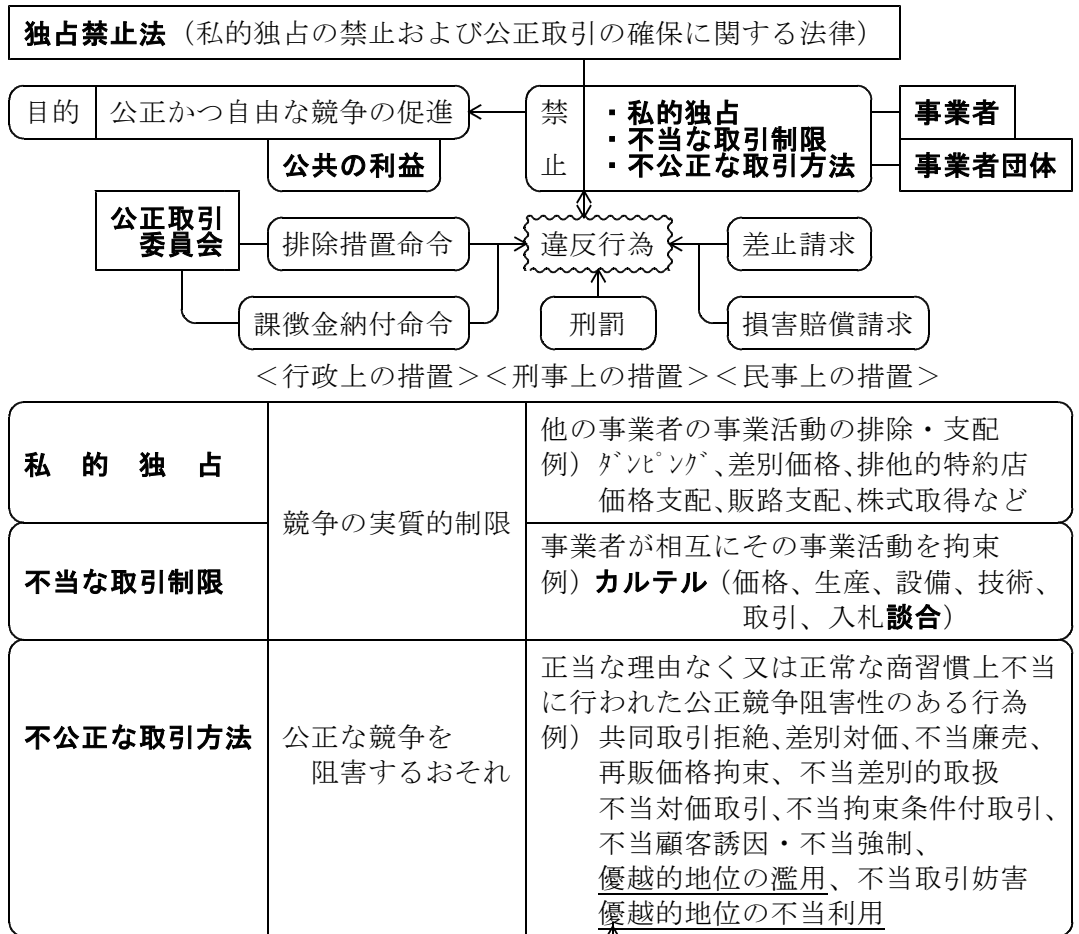


第4章 企業活動に関する法規制

第1節 取引に関する各種規制

I 経済関連法規

1 独占禁止法の規制

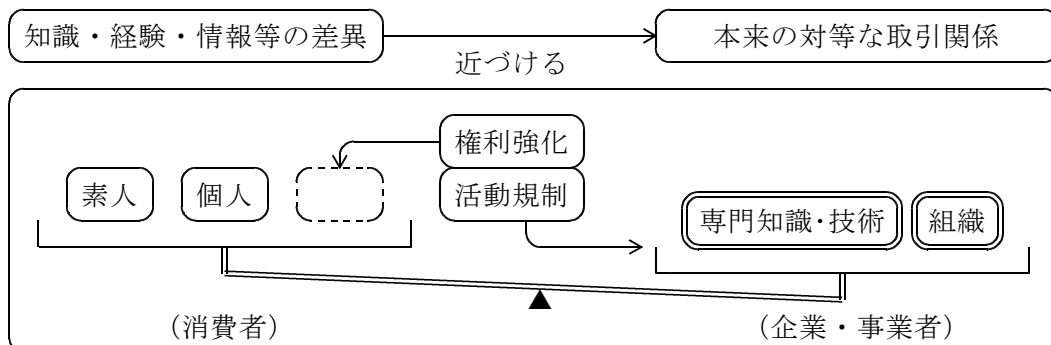


2 大店立地法による大規模小売業者の立地の調整

大規模小売店舗立地法	
目 的	大規模店の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模店舗を設置する者により施設の配置や運営方法に適正な配慮がなされることを確保すること。
対 象	店舗面積 1,000 m ² を超える店舗（生協・農協等も対象）
規制内容	駐車場の確保や騒音の発生防止など
制 裁	届出をした者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合、それを公表

II 消費者保護関連の規制

1 消費者保護法制の概要とその必要性



2 消費者契約法による消費者の保護

適用対象	消費者が事業者と締結した契約(消費Ⓕ者契約)(※労働契約を除く)	
消費者の誤認・困惑による契約の取消		消費者に一方的に不利な契約条項の無効
誤認事由	困惑事由	不利益条項の例
①不実告知 ②断定的判断 ③故意の不告知	①不退去 ②退去妨害 (長時間の拘束) ③不安をあおる告知	①事業者側の損害賠償責任の免除 (債務不履行、不法行為責任) ③事業者自身による事業者責任の決定 ④消費者の解除権放棄 ⑤消費者の後見開始等を理由とする解除 など
④社会生活上の経験不足の不当利用 ⑤加齢等の判断低下の不当利用 ⑥靈感等による知見を用いた告知 ⑦契約締結前の債務内容の実施		
・取消後は双方が原状回復義務を負う ・時効：追認できるときから6ヶ月 契約から5年		契約全体が有効となる場合でも、 少なくとも当該条項は無効となる。
事業者の 努力義務	・疑念の生じない、明確で平易な条項の作成 ・目的物の性質に応じ、消費者の知識・経験を考慮した情報の提供	
適格消費者団体：内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体 ・不特定多数の消費者に対する誤認・困惑行為について差止請求できる。 ・必要に応じ訴訟も提起できる。 ・景品表示法および特定商取引法の違反行為にも、差止請求権を行使できる。 ※特定適格消費者団体→被害回復(損害賠償)訴訟も可能		

3 特定商取引法による消費者の保護

●特定商取引法の規制対象

訪問販売	営業所等以外の場所での商品・役務・特定権利の販売
通信販売	郵便その他の方法により契約の申込を受ける販売方法
電話勧誘販売	電話により、勧誘・申込・契約締結を行う販売方法
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法
特定継続的役務提供	一定以上の長期で高額なエステや英会話教室など
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法
訪問購入	貴金属等の買取業者による強引な訪問買取(押し買い)
ネガティブオプション	いわゆる送りつけ商法

●訪問販売：消費者の自宅など営業所等以外の場所で、商品等を販売すること ＜事業者の義務＞

- ①氏名・名称の明示
- ②商品・役務の種類・明示
- ③申込み書面・契約書面の交付
- ④不実告知・威迫困惑の禁止

相手方の事前の同意があれば、電磁的記録も可



＜クーリング・オフ制度＞

- ・契約書面(クーリング・オフ制度が告知された書面)の受領の日を含め8日以内なら、無条件で契約の解除可能(書面または電磁的記録により通知する)。
- ・代金は全額返却、違約金無請求、引き取り送料は販売会社負担。
- ・3000円未満の現金取引、法律で指定の消耗品を使用・消費した場合、乗用自動車は対象外。

＜契約解除に伴う損害賠償等の額の制限＞

- ・業者側が契約を解除して行う損害賠償請求額の上限を規定している。

●通信販売：郵便その他の通信手段によって購入の申込みを受けて販売すること

＜広告における表示義務＞

- ①価格
- ②支払の時期と方法
- ③商品引渡時期
- ④返品・返還
- ⑤その他(事業者の名称など)

＜誇大広告の禁止＞

- ①商品の「性能または効用」
- ②商品に関する「国等の関与」
- ③商品の原産地

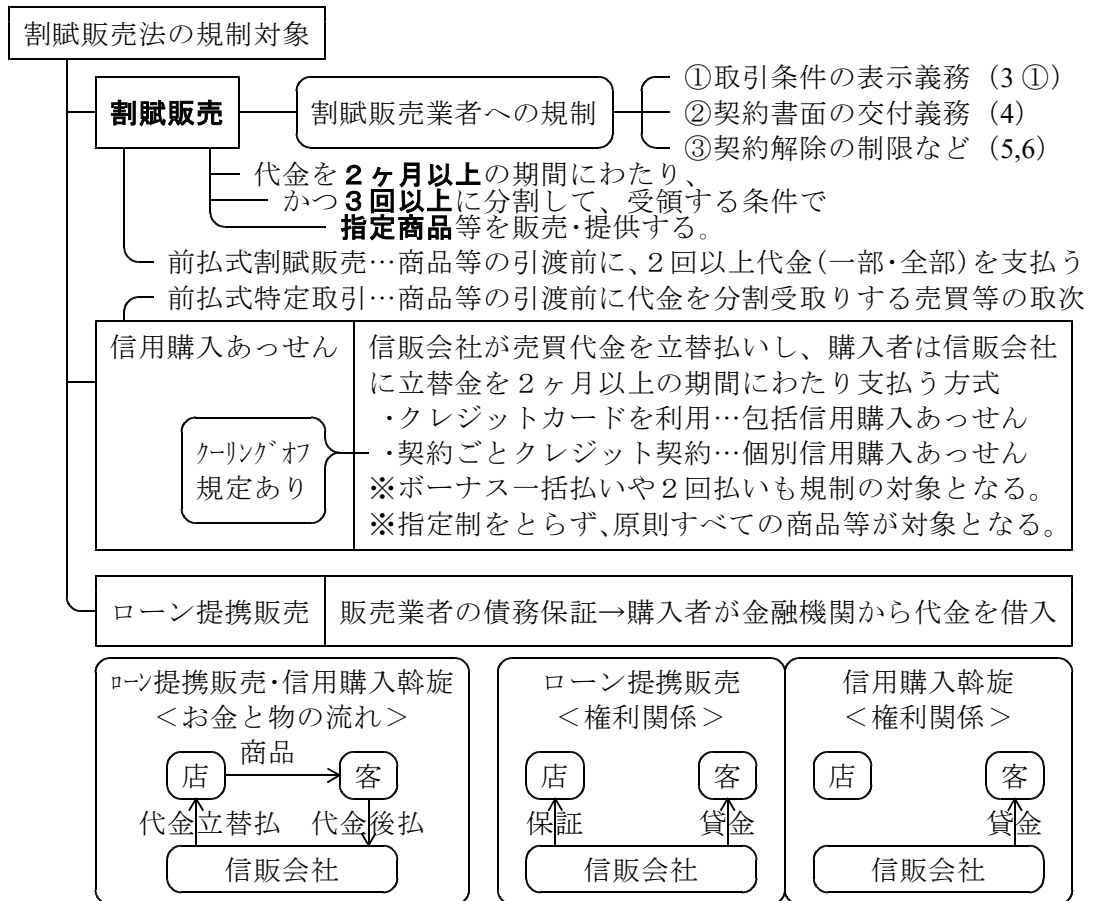
※ クーリングオフ規定はない。

＜承諾の通知＞

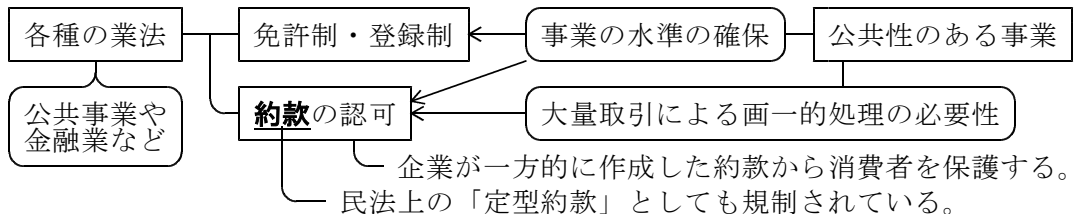
前払い通販における代金受領時(遅滞なく商品送付の場合は免除)



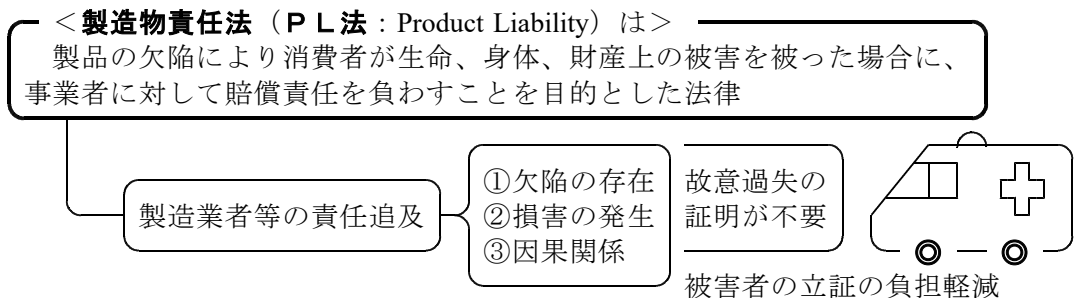
4 割賦販売法による消費者の保護



5 各種の業法による消費者の保護



6 製造物責任法による消費者の保護

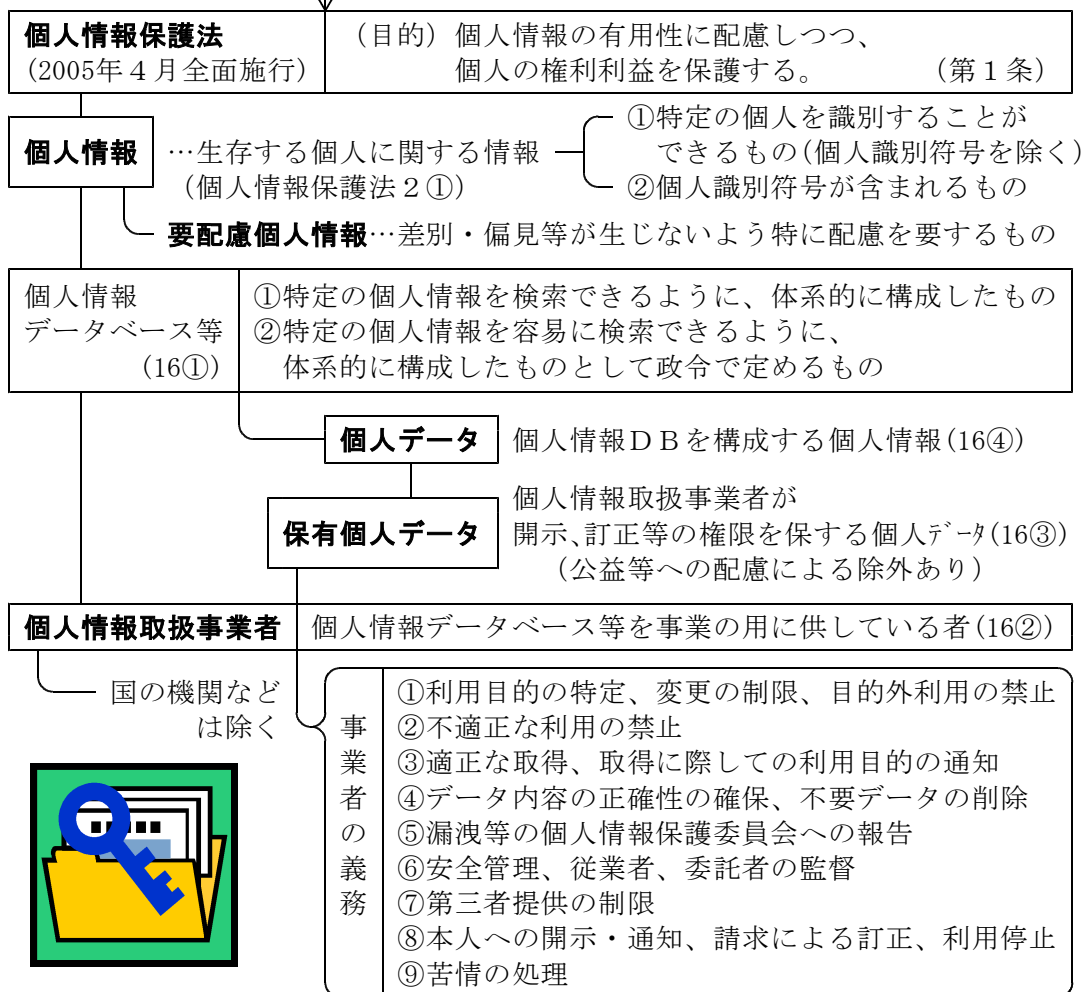


Ⅲ その他の取引に関する規制

1 個人情報の保護

●個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

（デジタル社会の進展 → 個人情報の利用も著しく拡大）



2 マイナンバー法

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

- ・個人や法人等の情報の管理の効率化
- ・事務対象者の特定による行政運営の効率化や国民の利便性の向上
- ・社会保障給付や納税等の情報共有による給付と負担の適正な関係の維持

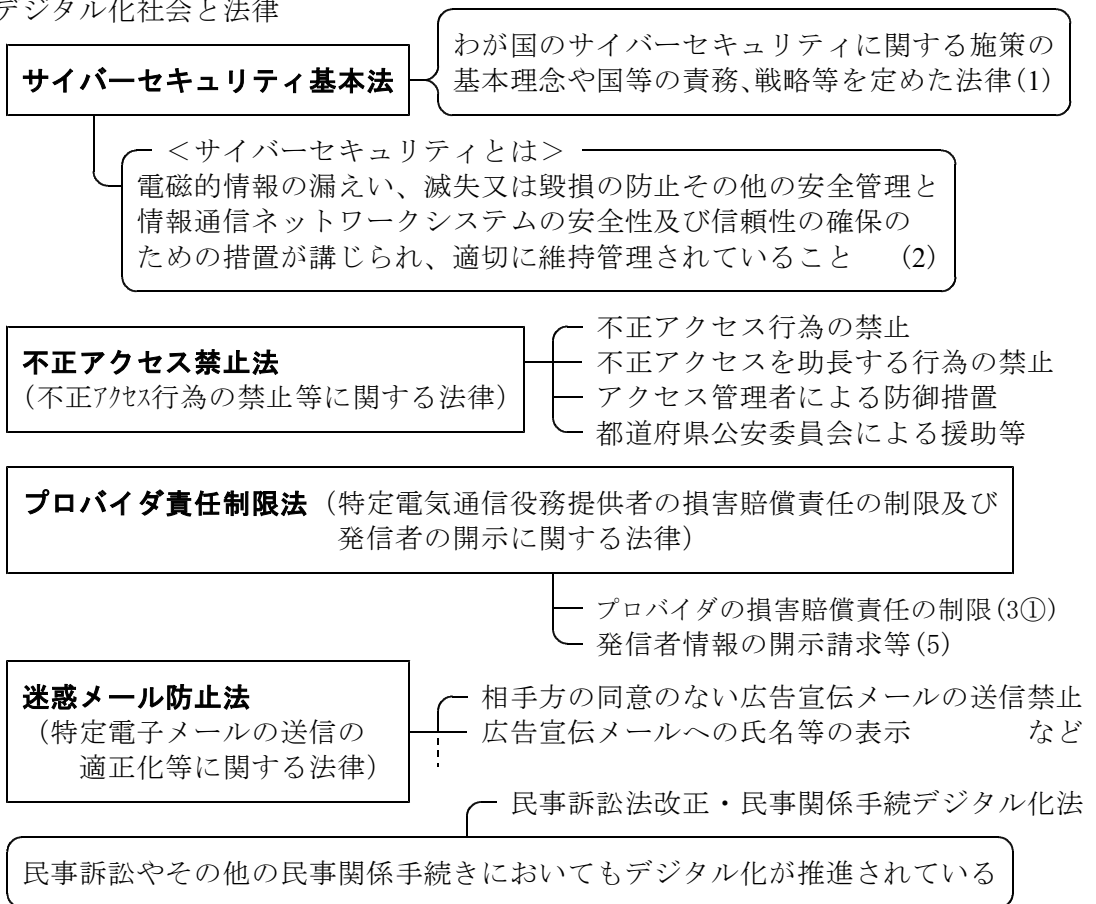
→ 個人番号を用いて収集・整理された個人情報の漏洩などの防止

市区町村長の個人番号の利用業務 ← 適切な管理のための措置の義務づけ

マイナンバーカード
(個人番号カード)

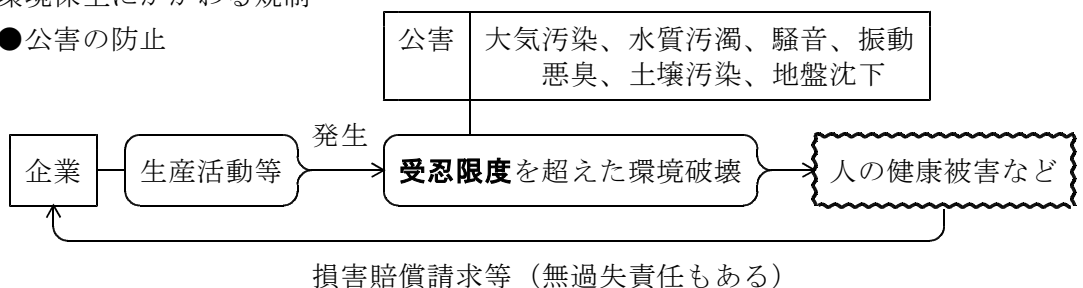
マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカード
身分証明のほか、様々な行政サービスを受ける際に用いる

3 デジタル化社会と法律



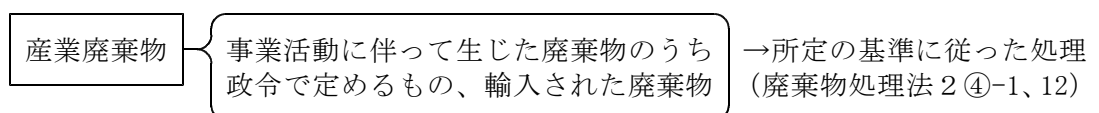
4 環境保全にかかわる規制

●公害の防止



「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」「土壌汚染防止法」

●産業廃棄物の処理…廃棄物処理法で主に規制



第2節 ビジネスと犯罪

		犯罪行為者	犯 罪 行 為	罪 名	刑 罰
所 属 企 業 に 対 す る 犯 罪	会社 の 秘 密 を 他 社 に 漏 洩 し、 報 酬 を 得 た 場 合	誰でも	営業秘密の不正な取得、開示等	不正競争防止法違反(21)	10年以下の拘禁 二千万円以下罰金
		秘密文書の保管権限のある者	会社の秘密文書の社外へ持出し報酬受領	業務上横領罪(253)	10年以下の拘禁
		秘密文書の保管権限のない者	会社の秘密文書の社外へ持出し報酬受領	窃盗罪(235)	10年以下の拘禁 50万円以下罰金
		秘密文書の保管権限のある者	会社の秘密自体の社外への漏洩 会社損害	背任罪(247)	5年以下の拘禁 50万円以下罰金
	手形 の 無 権 限 振 出 な ど	手形の振出権限のない者 (経理部員等)	勝手に手形を作成(偽造)	有価証券偽造罪(162)	3月以上 10年以下の拘禁
		誰でも	偽造手形を使用	偽造有価証券行使罪(163)	3月以上 10年以下の拘禁
			偽造手形で商品を購入	詐欺罪(246)	10年以下の拘禁
	業務上 保管金品 の私物化	会社の物品、業務上 金品を業務上 保管する者	会社商品の横流し 集金の使い込み	業務上横領罪(253)	10年以下の拘禁
会 社 法 上 の 犯 罪	粉飾決算 による 利益配当	取締役、監査役	利益の過大表示 による株主配当 (タコ配当)	違法配当罪 (963⑤-2)	3年以下の拘禁 500万円以下の 罰金
			経営者としての 地位保全目的等 でのタコ配当	特別背任罪 (960)	10年以下の拘禁 千万円以下罰金
	不良 取引先 への 意図的 貸付	金融機関の 融資担当役員	回収困難や 損害発生を 予期しながら、 十分な担保も とらず貸付決定	特別背任罪 (960)	10年以下の拘禁 千万円以下罰金
	総会屋等 に対する 金品提供	取締役、支配人	総会屋等の 株主の 権利行使に関し 利益提供	株主の権利の 行使に関する 利益供与罪 (970①)	3年以下の拘禁 300万円以下の 罰金
	権利行使 に関する 金品受領	株主	取締役などから 不正の請託を受 け金品等を收受	株主の権利行使 に関する 贈収賄罪(968)	5年以下の拘禁 500万円以下の 罰金
	役職員の 金品收受	取締役、支配人 など	不正の請託を受 け金品等を收受	取締役等の 贈収賄罪(967)	※贈り手側も 同じ
そ の 他	公務員に 対する 金品贈与	会社の役員、 従業員	公務員に対する 社交儀礼範囲を 超えた金品贈与	贈賄罪(198) ※公務員側は 収賄罪(197)	3年以下の拘禁 250万円以下の 罰金

第5章 債権の管理と回収

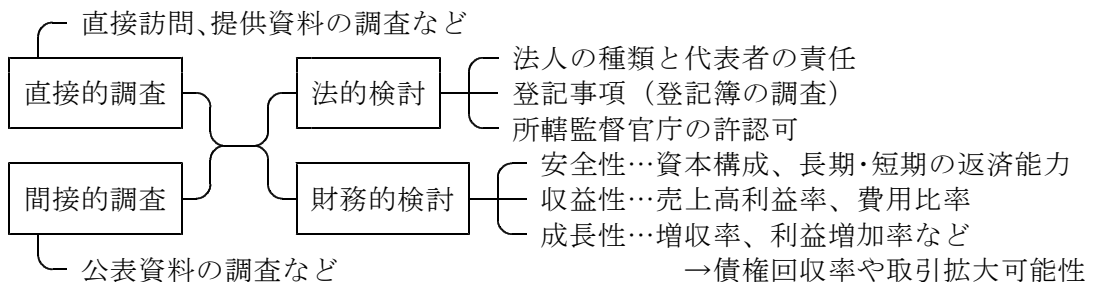
第1節 通常の債権の管理

I 債権管理の必要性和信用調査

●信用調査のポイント

① 企業の理念や目標 が正しく設定され、確立されているか。	必要 な 調 査 事 項	①基本的事項：名称、所在地、代表者名、資本金、売上高等
② 経営者が信頼 でき、 長期的な視点 に基づき計画を立て実行しているか。		②経営的事項：役員、主要株主、労使関係など
③ 企業としての強み はどこにあるか。		③財務的事項：諸指標、取引銀行等
④不況や試練に際して、対応できる 経営的・財務的基盤 を有しているか。		④その他現状：原材料仕入状況、工場稼働状況、技術、販売状況等

●信用調査の方法…取引開始後も日常的に行い、変化を迅速に把握する→債権管理



●各種法人の代表者とその確認方法

株式会社(特例有限会社)	(代表)取締役	信用金庫 農業協同組合 中小企業等協同組合 一般社団(財団)法人 公益社団(財団)法人	代表理事
持分会社	(業務執行)社員		
相互会社	代表取締役		
宗教法人	代表役員	特定非営利活動法人 消費生活協同組合 社会福祉法人、労働組合	理事
学校法人、医療法人	理事長		
※確認方法：法人の登記簿（謄本・抄本・資格証明書など）			

II 日常的な債権の管理と回収

1 日常的な債権の管理

まず、債権が確実に存在するか。
履行前に消滅していないか。

(1) 債権の存在の確認

①債権の 発生	契約が成立し、債権が発生しているか
②債務の 履行期	債務の履行期が到来しているか
③債権の 消滅	債権が弁済などにより消滅していないか

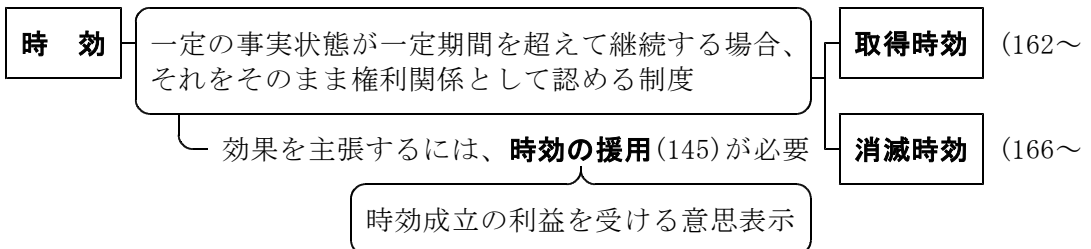
(2) 履行期の管理

●債務の履行期管理の重要事項

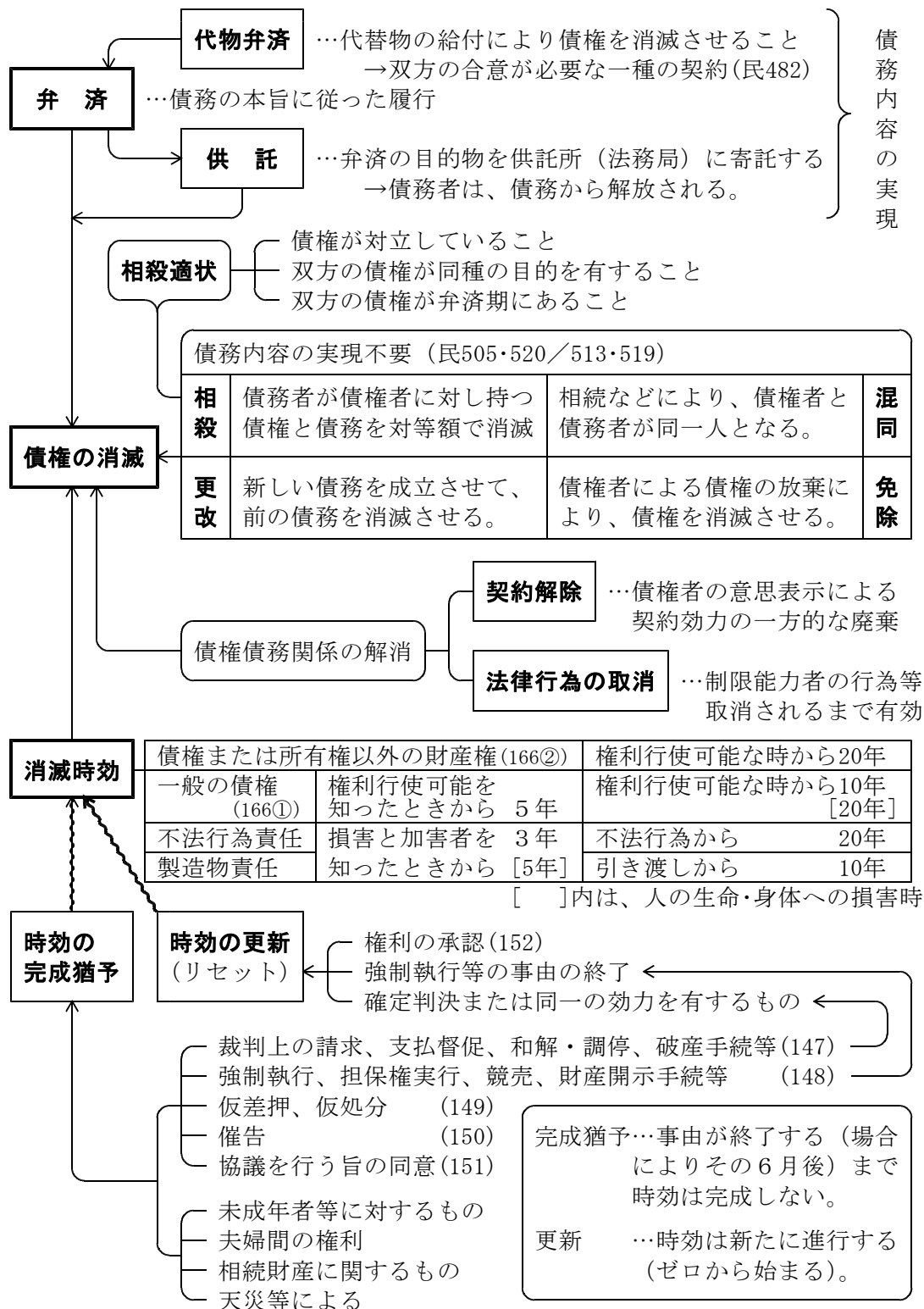
同時履行の 抗弁権	相手方が債務を履行するまでは、 自己の債務の履行も拒むことができる。(双務契約の効果) (民533)
期限の利益喪失 と期限の到来	・債務者は、一般に期限の利益を有する。(民136①) ・信用状態の悪化を示す事由(破産、担保の減損・不提供)の発生により、債務者は期限の利益を喪失する。(民137) →直ちに履行請求でき、遅延損害金請求の起算日にもなる。 ・期限の利益喪失約款も多用されている。

<期限の利益の喪失事由>

- ・契約上の義務を怠り、相当期間を定めた催告をしても、なお履行をしないとき
- ・法的整理手続き開始の申立てがあったとき
- ・競売、差押、仮差押、仮処分 of 申立てがあったとき
- ・銀行取引停止処分があったとき



● 債権(債務)の消滅事由

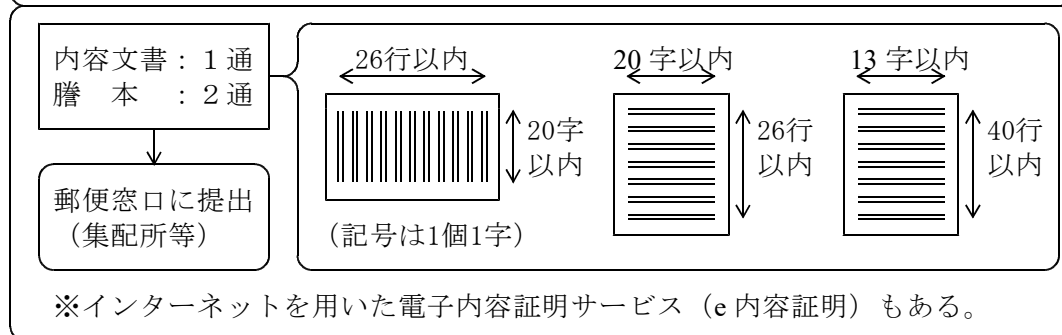


●債権の管理回収の手段

①請 求	督促などの催告手続きや裁判上の請求・差押えなどは、債務者に履行を促すだけでなく、請求できる時点から刻々と進行している消滅時効を振出しの状態に戻す効果を持つ。 催告には、決まった形式はないが、裁判上の証拠となることを考慮すれば、 内容証明郵便 による督促が効果的である。
②商品引揚げ	納入先が倒産しそうだという情報が入ると、納入済みの商品を引き上げることがあるが、我が国では 自力救済 は禁止されており、強引な商品の持ち去りは、 不法行為 や 窃盗罪 となる可能性がある。 そこで、引き上げの際は、 債務者側の同意 を取り付け、返品や買取・買戻などの手続きをとる。事前に所有権留保や契約の解除に関する特約を結んでおけば、承認のない引き上げも可能である。
③留置権行使	自己が占有している他人の物を留置することにより、債務者の履行を間接的に強制し、他の債権者に先んじて弁済を受ける。
④連帯保証人への催告	連帯保証人は、債務者と同じ立場に立つので、債務者に対するのと、同じ手順で請求する。
⑤担保権実行	抵当権などの物的担保権を実行するため、裁判所に競売の申立を行うなど。
⑥訴訟等の裁判手続き	債務者に対する訴訟の提起のほか、支払い催促の申立、保全処分(仮差押え・仮処分)の申立、即決和解の申立、起訴後の和解の申立、仲裁申立、調停申立、破産手続き開始の申立、会社更生手続きの申立、特別清算の申立、民事再生手続開始の申立などの方法がある。
⑦その他	相殺や代物弁済、債務者が有する債権の譲受など

< 内容証明郵便とは >

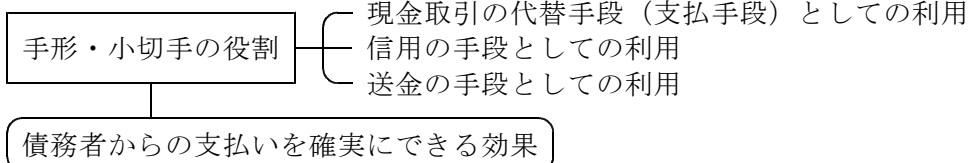
○年○月○日に誰から誰あてに、どのような内容の文書が差し出されたかを差出人が作成した謄本によって郵便事業株式会社が証明するもの。



第2節 取引の決済（手形・小切手等）

I 手形と小切手

1 手形・小切手の経済的役割



- 銀行による決済が予定されている。
 - ・小切手の支払人は、法律上、銀行等でなければならない。
 - ・手形の不渡りの短期連続 → 「銀行取引停止処分」＝事実上の倒産
- 「手形訴訟」「小切手訴訟」…簡易迅速な訴訟制度で、債権回収が容易

	誰が	誰に	何をする証券か	使用目的
約束手形	振出人	受取人	支払を約束する	信用の手段
為替手形	振出人	支払人	支払を委託する	信用の手段
小切手	振出人	銀行等	支払を委託する	支払の手段

約束手形	
分田来代 殿 ¥1,000,000※	支払期日：平成○年××月△日 支払地：大酒府八百市 支払場所：USO銀行八百支店
上記の金額をあなた又はあなたの指図人へ この約束手形と引き替えにお支払いします 平成○年×月△日	
	大酒市… 金持輝蔵 (鑑)

(裏面)

小切手	
USO銀行八百支店	
¥1,000,000※	
上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へ お支払い下さい 平成○年×月△日	大酒市… 金持輝蔵 (鑑)

- 呈示期間**…過ぎると銀行への効力がなくなる。
小切手：振出日およびこれに次ぐ10日間
※期日が休日の時は、翌営業日
手形：満期日およびこれに次ぐ2取引日
※期間中休日があればその分延長
一覧払手形：振出から1年間

- 消滅時効**
小切手：振出人への請求…6ヵ月
手形：裏書人相互の請求…6ヵ月
裏書人への請求…1年
振出人への請求…3年

(誰から)

(誰に)

表記金額を下記被裏書人または
その指図人にお支払いください
平成○年×月◇日
住所 鳥仲市…
分田来代 (分)

(目的) 手形譲渡

被裏書人 萬田 銅三郎 殿

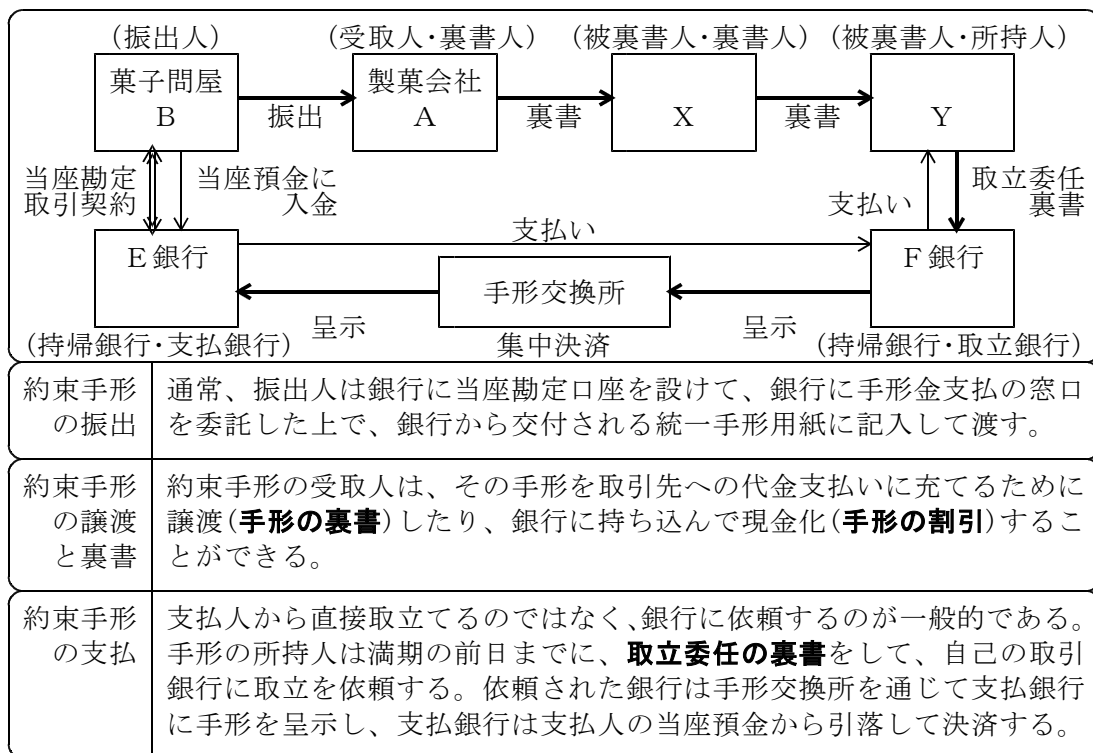
表記金額を下記被裏書人または
その指図人にお支払いください
平成○年×月※日
住所 榊市榊区…
萬田 銅三郎 (萬)

(目的) 取立委任

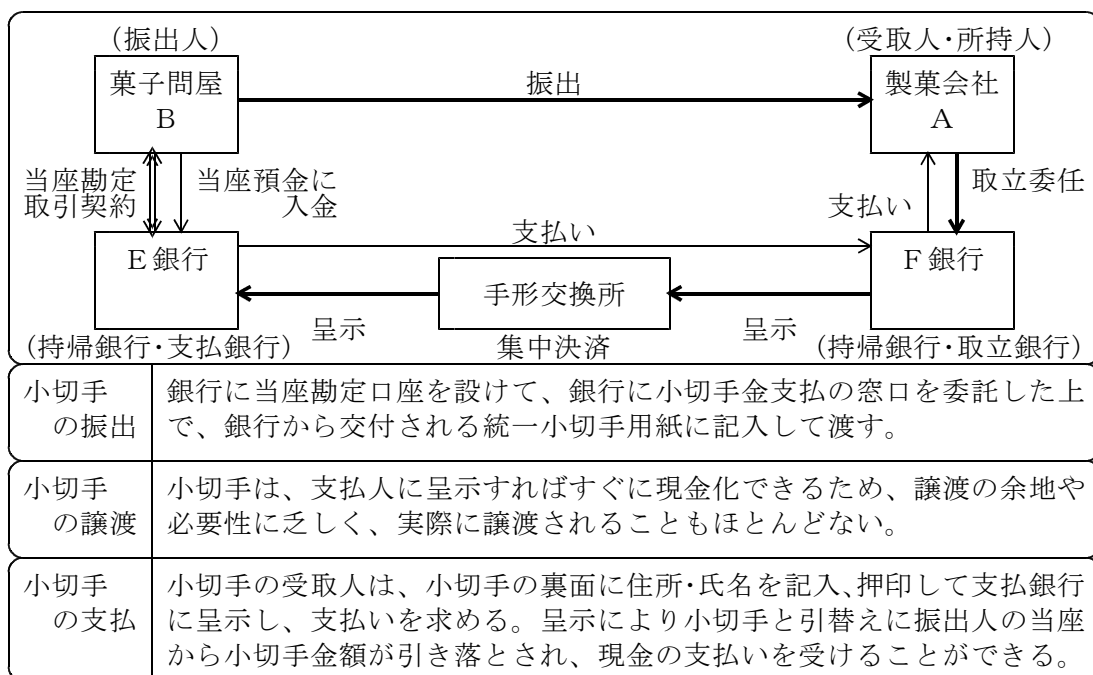
被裏書人 USO銀行本店 殿

3 取引における手形・小切手の利用

(1) 約束手形による取引の流れ



(2) 小切手による取引の流れ



II 手形による取引

手形要件：手形用紙に記入する(または記載しない)事項

必要的記載事項：必ず記載しなければならない。

- ※約束手形文句…約束手形であることを示す文句、統一用紙では印刷済み
- 手形金額 ←統一用紙では、チェックリャイターまたは漢数字で
- ※支払約束文句…統一用紙では印刷済み
- 支払期日 …いわゆる満期日、統一用紙は確定日払いを前提
- *支払地 …最小行政単位で表示、統一用紙では銀行側で既に印刷
- 受取人 …手形金の支払いを受けるべき者(個人氏名 or 法人名称)
- 振出日 ←振出日として手形に記載された日、実際とは異なることも
- 振出地 …最小行政単位で表示
- 振出人の署名…自署または記名押印、実務的には銀行届出印が必要

任意的記載事項(有益の記載事項)：記載は自由だが、記載すると効力発生

- 利息文句…振出時に利息額が計算できる場合は、効力が認められない
- 支払場所…統一用紙では、銀行が自行の支店名を印刷している
- その他…振出人の肩書地、拒絶証書不要の記載、裏書禁止文句など

任意的記載事項(無益の記載事項)：記載しても効力は認められない

- ・支払遅滞による損害賠償額の予定、不呈示約款、支払呈示免除など

有害の記載事項：記載すると、手形自体が無効となる

- ・支払条件付与や分割支払指定など

白地手形：手形要件(必要的記載事項)が欠けたまま流通している手形

そのままでは無効であるが、最低限署名さえあれば、
呈示までに他の必要事項が補充されて有効な手形となることが
予定された手形として、商慣習法上の効力が認められる。

→不当補充(補充権の合意に反してなされた補充)の場合でも、
善意無重過失の第三者に対して、振出人は、不当補充の
内容通りの債務を負う。

裏書譲渡

裏書の方法…手形の裏面への記載

↓
被裏書人に渡す

①裏書文句…統一用紙では印刷済み

②被裏書人(譲渡の相手方)の名前

③裏書人の署名捺印または記名捺印

裏書の連続…手形面上で受取人から最後の被裏書人に至るまで
途切れることなく続いていること →銀行取扱の要件

※不連続部分も実質的な権利移転を立証すれば連続を認める。

裏書の効力

権利移転効力・人的抗弁の切斷

…手形に記載された内容のみが、権利移転する。

担保的効力…以降の被裏書人全員に対し、責任を負う。

資格授与的効力…裏書の連続した手形の所持人は、
反証がない限り、正当な権利者と認める。

手形割引：満期前の手形を銀行等の金融機関に裏書譲渡し、現金化する方法 手形金額から、満期日までの利息相当額を差し引いた分が受け取れる。

→万一の不渡りに備え、銀行取引約定書により
買戻しの特約を締結するのが通常

Ⅲ 小切手による取引

小切手要件： 小切手用紙に記入する(または記載しない)事項	
必要的記載事項： 必ず記載しなければならない。 ※小切手文句…小切手であることを示す文句、統一用紙では印刷済み ○小切手金額 ※支払委託文句…統一用紙では印刷済み *支払人の名称…統一用紙では銀行側で既に印刷 *支払地…統一用紙では銀行側で既に印刷 ○振出日 ←支払呈示期間を決定する上で重要 ○振出地…最小行政単位で表示 ○振出人の署名…自署または記名押印、実務的には銀行届出印が必要	
任意的記載事項(有益の記載事項)： 記載は自由だが、記載すると効力発生 ・受取人の記載、第三者方払、外国通貨換算率・現実支払文句、線引、拒絶証書作成免除、複本文句	
任意的記載事項(無益の記載事項)： 記載しても効力は認められない ・先日付など満期の記載は、常に 一覽払い の小切手には無意味	
有害の記載事項： 記載すると、小切手自体が無効となる ・支払条件付与や分割支払指定など	
線引小切手(横線小切手) ・小切手の表面に2本の平行線が引いてあるもの ・他の銀行または支払銀行と取引関係にある者に対してのみ支払が可能 →盗難・紛失の場合に不正所持人への支払を防止する。 ー 一般線引小切手 …2本の平行線だけか、間に「銀行」「Bank」などの文字 特定線引小切手 …2本の平行線の間に、特定の銀行名が書かれている。 ・線内に記載された銀行のみに支払が可能 ・支払銀行名が記載された場合は、同行の取引先のみ	
先日付小切手 ・実際に小切手を振出した日よりも、将来の日付を振出日に記載した小切手	←法律上、この日以降呈示できる ←実務上、この日になって支払われる
自己宛小切手(預金小切手：預手) ・銀行が自分自身を支払人として振り出す小切手 →不渡りの可能性がほとんどない現金同様の小切手	

●手形・小切手の用紙

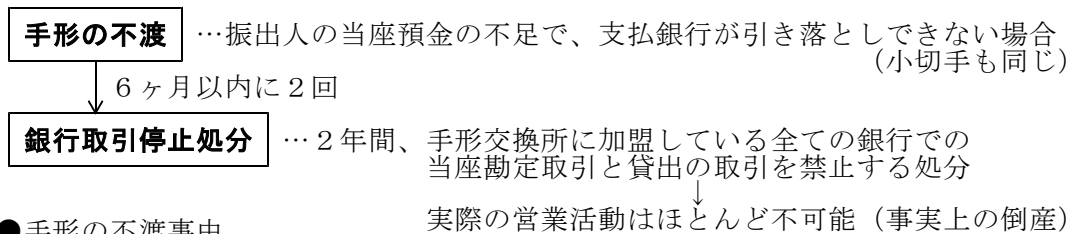
法律上	規制されていない。	銀行と 当座勘定取引契約 を結べば交付される
銀行実務	全国銀行協会が制定した 統一手形用紙・統一小切手用紙 を用いる。 ※銀行では統一手形用紙・統一小切手用紙でなければ取扱わない。	

●手形・小切手の法律的特徴

有価証券	…財産権を表す証券(権利の化体)→有体物としての権利の把握
	権利の設定＝証券の作成 権利の移転＝証券の交付 権利の行使＝証券の呈示
手形・小切手	…金銭債権を表示する債権的有価証券
ー 設権証券性	…一定の金額を記載して振出せば、証券に表示された債権が発生
ー 無因証券性	…証券上の債権は、原因債権から切り離された独立・別個の債権
ー 文言証券性	…証券上の権利・義務の内容は、証券の記載事項に基づき決定
ー 要式証券性	…証券の記載事項は、法律によって定められる。

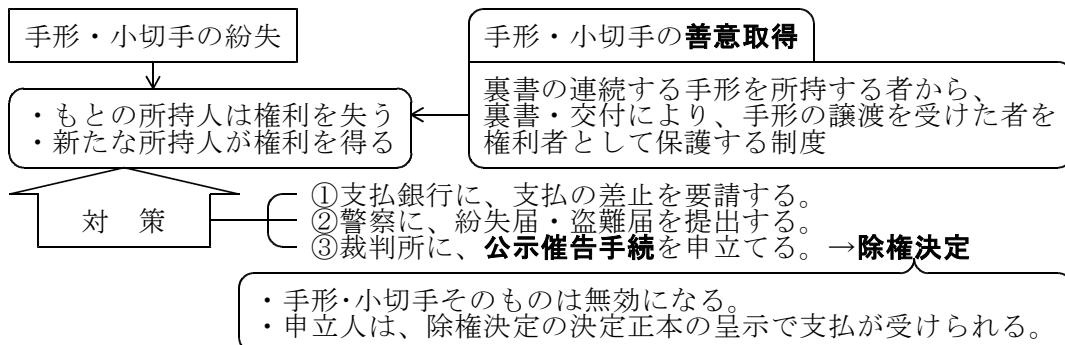
IV 手形・小切手のトラブル等

1 手形・小切手の不渡

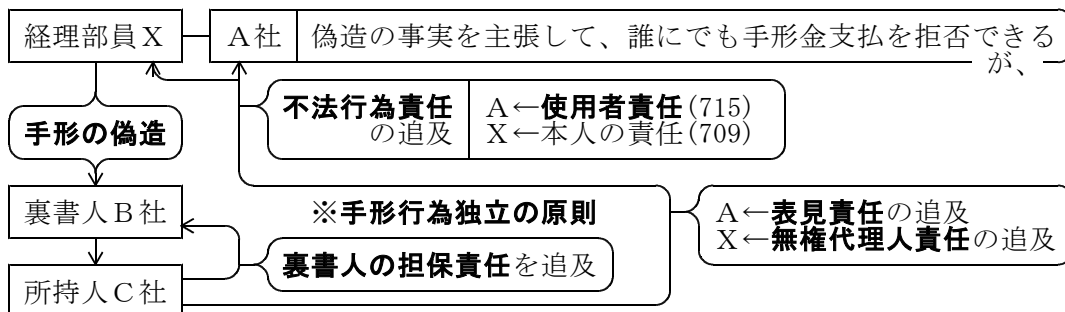


0号不渡事由	形式不備、裏書不備、期限外呈示など 主に手形所持人に原因のあるもの	支払人に不渡処分なし
1号不渡事由	資金不足や取引なしなど 振出人の一方的な責任を原因とする	支払人は不渡届に対して 異議申立てできない
2号不渡事由	詐欺、紛失、盗難、偽造、変造など 手形自身に問題がある	支払人は異議申立預託金 を提供して異議申立すれば、 不渡処分を受けない

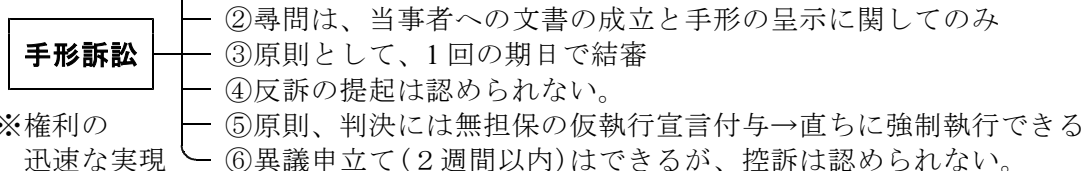
2 手形・小切手の紛失



3 手形の偽造



4 手形訴訟



V その他の支払方法

電子資金移動（EFT）（即時払い）

振込手続きの最も電子化されたシステム

- ・ATMによる振り込み
- ・ホームバンキング
- ・デビットカード など

プリペイドカード（前払い）

代金を前払いして得たカードで、その金額分の買物ができるシステム

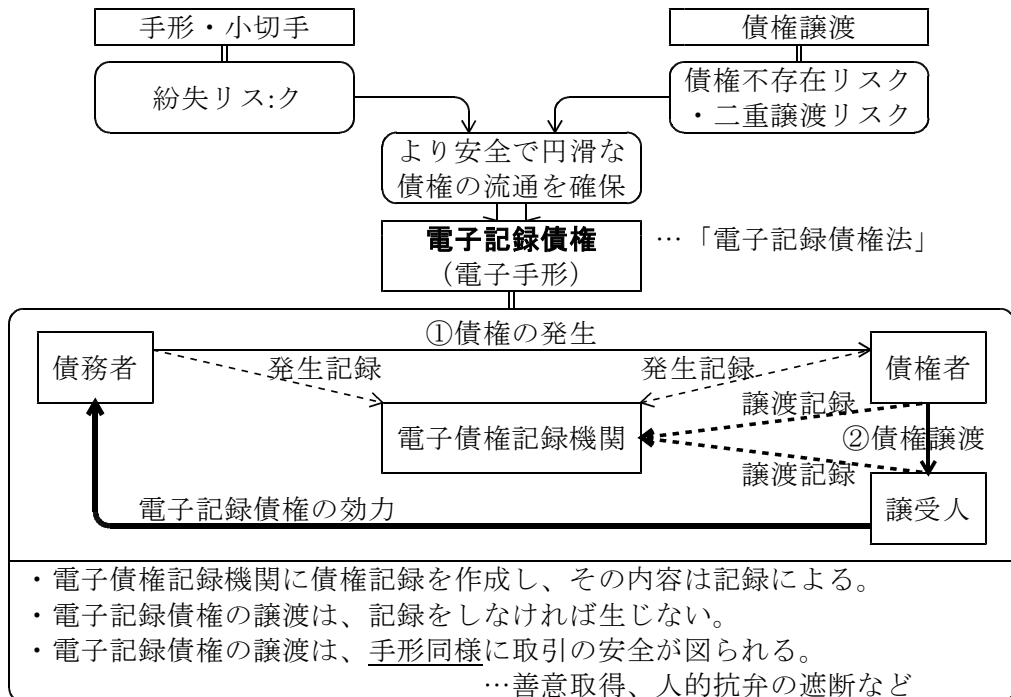
- ・テレホンカードや図書カード
- ・紛失等に対する免責約款
→カードの紛失・盗難リスクは消費者・カード保有者が負う
- ・資金決済に関する法律（資金決済法）による規制…カード保有者の保護

クレジットカード（後払い）

カード保有者の買物代金をカード会社が立替え、事後に銀行振替で引落す。

- ・紛失・盗難による不正使用リスク
→カード会社が会員を被保険者としてカード盗難保険に加入
- ・保管・利用の善管注意義務
→紛失・盗難をすぐに届出ないと会員にも過失認定＝損害の分担

●電子記録債権



●電子マネーと暗号資産（仮想通貨）

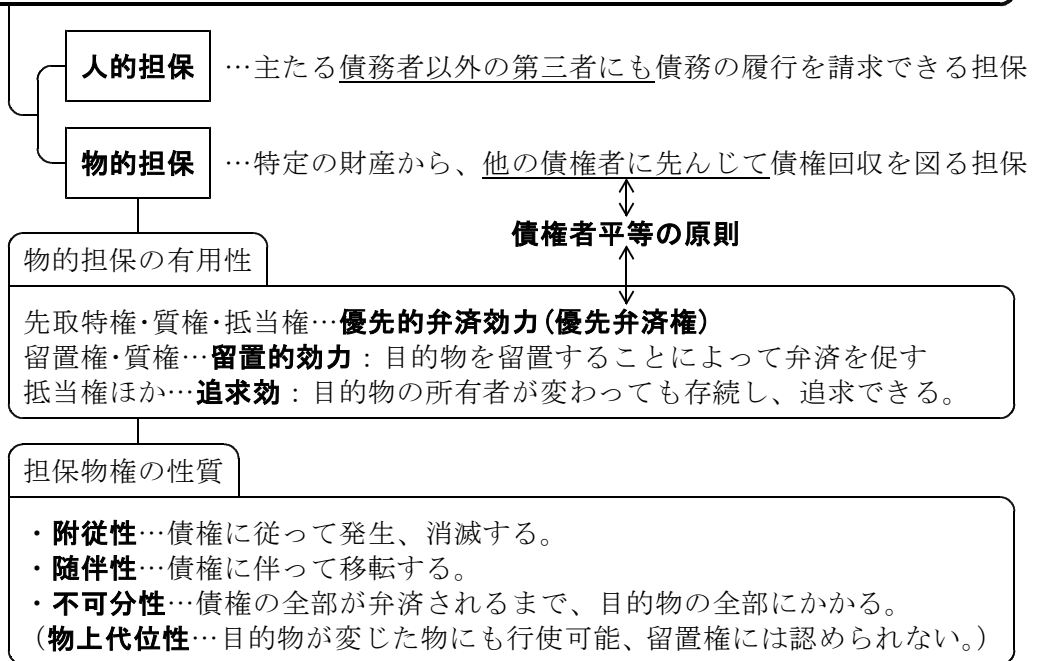
- ・電子マネー：電子データのやりとりで（法定通貨の）決済を行う決済サービス
- ・暗号資産：物品やサービスを購入する決済手段としてばかりでなく、それ自体が（法定通貨とは別途の）財産的価値を持ち、投資対象ともなりうる電子データ（＝仮想通貨）

第3節 債権の担保

I 担保の必要性 (担保…将来生じるかもしれない不利益を補う保証)

＜**債権の担保**とは＞

債務者の財産が充分でなかったり、将来悪化する恐れがある場合などに備え、あらかじめ債権を確実に回収できるようにする手段またはその仕組み



● 人的担保

保証 (民446)	・ 主たる債務者がその債務を履行しない場合に、かわりに保証人が履行する義務(保証債務)を負う債権担保の方法 ・ 債権者と保証人との保証契約によって成立し、主債務者の同意は必要ではない。 ・ 催告の抗弁権(民452)、検索の抗弁権(民453)を認める。← 補充性 ※弁済した保証人は、主たる債務者に求償できる(459等)	附従性 補充性
連帯保証 (民454) (商511②) (金融庁指針)	・ 保証人が主たる債務者と連帯して履行する特約の保証。 ・ 催告の抗弁権、検索の抗弁権は認められない。 →一般には、通常の保証よりも多用される。 ・ 商行為の保証や商行為としての保証は、連帯保証となる。 ※金融機関の企業融資の個人保証人は原則経営関係者	附従性
連帯債務 (民432) (商511①) (民442)	・ 数人の債務者が同じ債務を負い、それぞれが債務の全額について履行の義務をもつ。 ・ 1人が履行すれば、他の債務者の債務も消滅する。 ・ 自己の負担分を超えた弁済分は、他の債務者に求償可能	主従の 区別なし

●物的担保

法定担保物権	先取特権 (民303)	一定の債権について、優先的に弁済を受ける権利	典型担保物権
	留置権 (民295) (商521)	他人の物を占有している債権者が、 弁済を受けるまで、その物を占有できる権利 (優先的弁済権なし、競売権あり)	
約定担保物権	質権 (民342)	債権の担保として物の引渡しを受け、(要物契約) 弁済のない時にその物を競売し、 優先的弁済を受ける権利	非典型担保物権
	抵当権 (民369)	引渡のないままで物を担保目的物にする権利	
	譲渡担保 (判例)	債権の担保として、財産を債権者に譲渡し、 弁済後にそれを返還する形式の債権担保方法	
	所有権留保	売買において、代金が完済されるまで、 商品の所有権を売主のもとに留保する。 例) 割賦販売者への所有権留保(割賦販売7)	
	仮登記担保 (仮登記担保法)	弁済のない場合、仮登記を本登記にすることで、 容易に代物弁済が受けられるよう代物弁済の 目的物に所有権移転の仮登記を行う担保方法	

先取特権	一般先取特権(民306)	差押や目的物の提出 なしで、執行できる。 (執行裁判所の許可)	動産売買の先取特権 →引渡した動産上 に成立する
	動産先取特権 (民311)		
	不動産先取特権(民325)		

●民事と商事の留置権

	民事留置権 (民295)	商事留置権 (商521)
被担保債権と留置物の 関連性 (牽連関係)	必要	不要
留置物の所有	債務者所有物に限られない	債務者所有の物に限られる
破産法上の別除権	認められない	認められる

※会社更生法上の更生担保権としても

質権	動産質 …対抗要件は占有、質屋営業以外では流質(質流れ)は不可
	不動産質 …ほとんど利用されない(抵当権が便宜)
	権利質 …直接取立可能、証書の交付、指名債権は通知・承諾で対抗可

●根保証と根抵当権

- ・将来発生する不特定の債権を一定の限度(極度額)で担保するための制度
- ・継続的な取引等において、被担保債権額の確定のつど担保権を設定する不便を解消

●抵当権の目的物と設定登記

- ・抵当権の目的物は、土地・建物等の不動産、地上権・永小作権、その他法で認めるもの
- ・抵当権の設定は、債権者と抵当権設定者との間の契約で成立する。(諾成契約)
- ・抵当権の対抗要件は登記であり、登記後に発生した他の抵当権にも対抗できる。

第4節 緊急時の債権の回収

1 裁判所に対する手続きによる債権の回収

①民事訴訟 手続	裁判所に訴状を提出して、裁判を受ける手続き。 判決が確定すると、それに基づき強制執行が可能となる。
②支払督促	簡易裁判所の督促手続。所定の手続を経れば確定判決と同じ効力。 相手方の異議が出れば、通常の訴訟に移行する。
③即刻和解	紛争解決に向けた当事者の合意を前提に、 簡易裁判所の関与下で行う和解の手続き。
④調 停	裁判所に、当事者が出頭し、話し合いをする手続き。 調停成立後、作成される調停調書は、確定判決と同じ効力をもつ。

2 債務者の倒産

倒 産		支払不能または債務超過の状態になって、事業継続できない状態	
		目 的	経営権・担保権の処理
清算型	破 産	債務者が総債務を完済する見込がない場合に、 債務者の全財産を換価して、 総債務者に公平に分配し、 清算することを目的とする。	・会社は、破産管財人の管理下に入り、債務者(経営者)は、管理処分権を失う。 ・担保権者は別除権を有するので、担保権の行使は可能。
再 建 型	民事再生	経済的に窮境にある債務者の事業または経済生活の再生を図ることを目的とする。	・管理命令が出されなければ、債務者は管理処分権を保持。 ・担保権は別除権とされる。 ただし、 担保権の①実行中止命令 ②消滅請求制度あり
	会社更生	窮境にある株式会社が 裁判所の監督の下に 会社の事業の維持更生を 図ることを目的とする。	・会社は、更生管財人の管理下に入り、債務者(経営者)は、管理処分権を失う。 ・担保権は更生担保権とされ、権利行使は制限される。
個人破産と 個人民事再生		・債務者からの申立てなく、自ら申し立てる自己破産がほとんど ・住宅ローンを維持したままなど、 柔軟な運用の個人再生手続の制度も整備されている。	

任意整理	債権者と債務者の合意により債権債務関係を整理する	法的手続によらず 裁判所は 関与しない
-------------	--------------------------	---------------------------

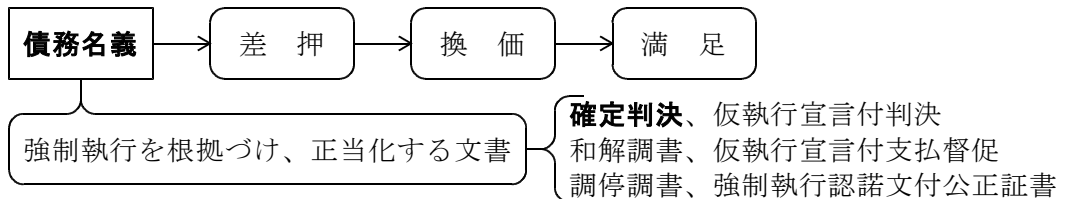
3 強制執行の手続き

●強制執行とは

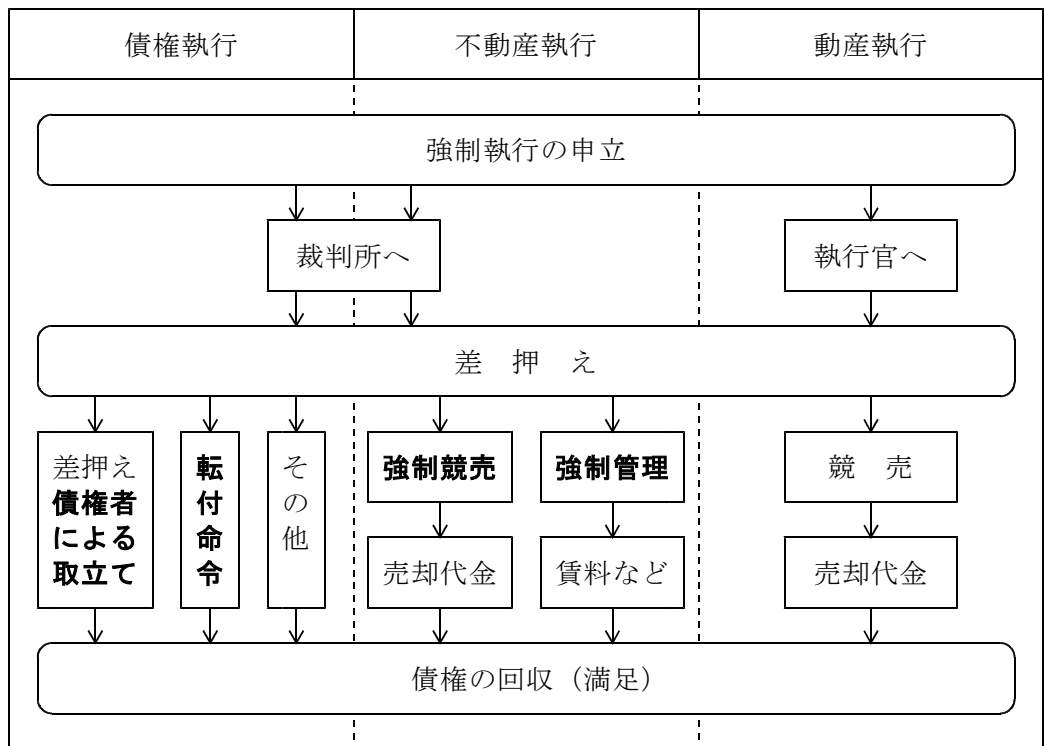
< 強制執行とは >

国家機関の力で、債務者の財産を処分することなどにより、強制的に債権を満足させる手続き

●強制執行手続きの流れ



●各種強制執行の手続き



- ・ 債権者による取立て…債務者の第三者に対する債権を差押債権者が債務者に代わって、自ら取り立て、債権の回収を図る方法
- ・ 転付命令…他の債権者も債権執行してきた場合の平等弁済を避けるため、債務者の第三者に対する債権を、額面で差押債権者に移転し、優先弁済を確保する方法
- ・ 強制管理…譲渡禁止または競売に適さない不動産について、裁判所の選定した管理者に管理を任せ、その賃料などから、必要経費を差引いた分を各債権者に配当して、債務弁済を得る方法